

○東秩父村埋土及び盛土等規制条例

平成元年 4 月 26 日

条例第 14 号

改正 平成 10 年 9 月 28 日 条例第 27 号

(目的)

第 1 条 この条例は、埋立及び盛土等に関し、必要な規制を行うことにより、災害の発生を未然に防止し、もって村民の安全と良好な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等 土地の埋立、盛土及びたい積の用に供する物で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 2 条第 1 項に規定する廃棄物の範囲に属さないすべてのものをいう。
- (2) 事業 土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積行為を行う事業をいう。
- (3) 事業区域 事業を施行する箇所の範囲をいう。
- (4) 事業主 事業を施行する土地の所有者、管理者又は占有者をいう。
- (5) 事業施行者 事業を施行する者をいう。

(適用範囲)

第 3 条 この条例は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、すべての事業について適用する。ただし、村長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体が事業を行う場合
- (2) 他の法令の規定により、許可又は認可を受けて事業を行う場合

(事業主等の責務)

第 4 条 事業主及び事業施行者(以下「事業主等」という。)は事業を施行するに当たっては、災害及び事故の発生を防止するとともに、村民の安全と良好な生活環境を確保するため、万全の措置を講じなければならない。

- 2 事業主等は、事業の施行及び跡地の利用計画策定に当たっては、村が定めた土地の利用計画及び環境保全に関する計画に適合するようにしなければならない。
- 3 事業主等は、事業の施行に当たっては、あらかじめ地区住民等への説明会を開き、

その承諾を得なければならない。

4 事業主等は、事業開始前に、当該事業が関係する区長、土地改良区及び農業団体等との間に、事業施行に係る協定を締結しなければならない。

5 事業主等は、事業施行中及び事業完了後において、当該事業箇所に係る苦情及び紛争(補償及び賠償処理を含む。)等が生じたときは、責任をもって解決する事を誓約し、これを保証する連帯保証人を定めてしなければならない。

(事業の許可等)

第5条 事業施行者は、事業を施行しようとするときは、村長に申請し、その許可を受けなければならない。

2 村長は、前項の許可に際し、災害及び事故防止並びに村民の安全及び良好な生活環境確保のため、必要な条件を付することができる。

(許可の基準)

第6条 村長は、本条の規定による許可の申請があったときは、その申請に係る事業の計画及び施行方法が、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければ許可しないものとする。

(1) 道路、河川、水路その他の公共施設に被害を生じさせないように措置が講じられていること。

(2) 事業箇所及びその周辺区域に雨水等による被害を生じさせないように措置が講じられていること。

(3) 土砂等の流失等による被害を生じさせないように措置が講じられていること。

(4) その他安全対策が講じられていること。

(事業内容等の変更)

第7条 事業施行者は、許可を受けた事業内容等について変更しようとするときは、あらかじめ、村長に事業変更申請を行い、事業変更の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を行うに当たっては、第5条第2項の規定及び前条の規定を準用する。

(事業の開始)

第8条 事業施行者は、第5条第1項の許可に係る事業を開始しようとするときは、事業開始10日前までに村長に届け出なければならない。

(施行基準の遵守)

第9条 事業施行者は、事業を施行するに当たっては、規則で定める施行基準を遵守しなければならない。

(監督処分)

第10条 村長は、第5条第1項及び第7条第1項の規定による許可を受けず、又は第5条第2項(第7条第2項において準用する場合を含む。)の規定による当該許可に付された条件に違反して事業を施行している事業施行者に対し、当該事業の停止を命じ、又は期限を定めて原状回復その他の必要な措置を命じることができる。

(改善勧告)

第11条 村長は、事業施行者が第9条の規定により定めた施行基準に違反して事業を施行していると認めたときは、改善勧告を行うことができる。

(改善命令)

第12条 村長は、事業施行者が前条の改善勧告に従わないときは、当該事業の停止を命じ、又は期限を定めて必要な措置を命ずることができる。

(許可の取り消し等)

第13条 村長は、事業施行者が前条の規定による命令に従わないと認めたときは、第5条又は第7条の許可を取り消すことができる。

2 村長は、前項の規定により許可の取り消しを行ったときは、事業施行者に対して、直ちに事業区域を原状に復するよう命ずるものとする。

第14条 削除

(代執行)

第15条 村長は、第10条及び第13条第2項の規定による命令を受けた事業施行者が、指定した期日までに命令した措置を履行しない場合には、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところにより、自ら義務者の行うべきことを行い、又は第三者をしてこれを行わせ、その費用を義務者から徴収することができる。

(事業の完了)

第16条 事業施行者は、当該事業が完了したときは、直ちに事業完了報告書を村長に提出し、確認を受けなければならない。

(報告の徴収)

第17条 村長は、この条例の施行に必要な限度において、事業施行者に対し、事業の進

行状況その他必要な事項を報告させることができる。

(立入検査)

第18条 村長は、この条例の施行に必要な限度において、当該担当職員に事業区域又は関係箇所に立ち入り、帳簿類及び施設その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査する当該担当職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(標識の設置)

第19条 事業施行者は、事業の施行期間中、事業区域の入口及び周囲に規則で定める標識を設置しなければならない。

(違反事実の公表)

第20条 村長は、事業施行者が第10条の停止命令若しくは措置命令又は第12条の改善命令等に従わず、村民の安全と良好な生活環境の確保上支障があると認めたときは、その事実を公表することができる。

(個人の宅地造成等のために行う事業に対する特例)

第21条 村長は、個人の宅地造成等のために行う事業(営業を目的として行う場合を除く。)については、事業主からの申請に基づき規則の定めるところにより、事業主に著しい支障が生ずることのないよう配慮することができる。

(罰則)

第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第5条又は第7条の規定による許可を受けずに事業を行った者
- (2) 第10条、第12条又は第13条第2項の規定による命令に違反した者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- (1) 第8条の規定による届出を行わず、又は虚偽の届出を行った者
- (2) 第16条又は第17条の規定による報告を行わず、又は虚偽の報告を行った者
- (3) 第18条第1項の規定による検査を拒み、妨げ又は忌避した者
- (4) 第19条の規定による標識を設置しない者

(両罰規定)

第23条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為を行ったときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成元年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、現に施行中の事業については、この条例施行の日から起算して60日間は、この条例の規定は適用しない。

3 前項の期間を経過して事業を行う場合は、継続事業といえどもこの条例の規定による手続きを経て行わなければならない。

附 則(平成10年9月28日条例第27号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成10年10月1日から施行する。